

## 第6章

ことばの遅れを主訴とする子どもに対する

早期からの支援の場に関する実地調査



## 1. はじめに

ことばの遅れを主訴とする子どもの指導の場として、小学生以上にはことばの教室（通級指導教室や言語障害特別支援学級）が制度に位置づけられている。しかし、幼児については、国の教育の制度に明確に位置づけられたものはない。このため、市町村によっては第2章のIに示したように「幼児ことばの教室」を設置するなどして、教育委員会が独自の施策を講じて支援を行っているところがある。そこで本研究では、ことばの遅れを主訴とする幼児への指導を行っている幼児の教室について実地調査を行い、各教室の実態について具体的な資料を得ることとした。

## 2. 方法

本研究所が実施した『平成23年度全国難聴・言語障害学級及び通級指導教室実態調査』において、幼児の指導担当者を配置している教室を抽出し、さらに指導対象児の中でことばの遅れを主訴とする子どもの割合が高い教室7教室を訪問対象とした。また、小学校のことばの教室のうち幼児の指導担当者を配置せずに幼児を指導（いわゆる教育的サービスによる指導を実施）している教室1教室も訪問対象とし、合計8教室を訪問した。各教室の概要は表6-1に示す通りである。

表6-1 実地調査を行った幼児のことばの教室等早期らの指導の場  
設置場所 幼児担当者所属

|    | 設置場所            | 幼児担当者所属            |
|----|-----------------|--------------------|
| A市 | 幼稚園内設置          | A市立幼稚園             |
| B市 | 小学校のことばの教室に併設   | B市教育委員会            |
| C市 | 小学校のことばの教室に隣接設置 | C市教育委員会            |
| D市 | 小学校のことばの教室に併設   | D市福祉部局（健康増進課）      |
| E市 | 小学校のことばの教室に隣接設置 | E市福祉部局（こども育成相談課）   |
| F市 | 小学校のことばの教室に併設   | F市ことばの教室親の会        |
| G市 | 教育センター内設置       | G市教育委員会            |
| H市 | 小学校ことばの教室       | 小学校ことばの教室（教育的サービス） |

各教室訪問時には以下に示す7項目について聞き取り調査を行った。

概要：設置市町村の人口・出生数、ことばの教室の設置状況、幼児ことばの教室の設置方法、担当者の所属等

対象児：障害別内訳、年齢別内訳

他機関との連携・教室への紹介経路

幼児期の指導修了後の就学先

就学時の引き継ぎ内容や方法について

幼児の指導をする利点と課題

ことばの遅れを主訴とする子どもへの指導内容・方法

### 3. 各教室の実態

#### (1) 市立幼稚園内に設置された「幼稚園ことばの相談室」

##### ①概要

A市は人口46万人台で、年間出生数が4,200人前後の中核市である。市内には小学校が39校、中学校19校（中高一貫校1校含む）設置されている。小学校5校に通級指導教室（言語障害）が、1校に難聴特別支援学級が設置されている。また、中学校1校に通級指導教室（言語障害）が設置されている。

市立幼稚園は17園（4歳児387名、5歳児503名）で、そのうち4園にことばの相談室、1園に難聴学級が設置されている。また、市立保育所4園にもことばの相談室が設置されている。幼稚園4園と保育所4園の8園で市内の地域分担をしており、指導が必要な幼児は近隣の園に通うこととしている。在籍園が幼稚園であるか保育園であるか、また、公立であるか私立であるかは問わない。

ことばの相談室設置4園と難聴学級設置1園の合計5園の副園長が情報交換や研修をする「代表者会」と担当者が集まり研修する「担当者会」がある。また代表者（副園長）と担当者が合同で交流したり研修したりする場として「合同職員会」がある。

このうち、A幼稚園は2年保育の市立幼稚園で、4歳児が30名、5歳児が29名、合計59名が在園している。各クラスには支援を要する幼児が多数在籍しており、各クラスとも担任1名と介助員（非常勤）1名で保育している。園内でことばの相談室を利用しているのは、4歳児7名、5歳児9名の合計16名である。A幼稚園ことばの相談室は平成7年に市内で最初に設置された。幼稚園の通級指導教室的な存在で、園内からも他園からも通ってくる子どもがいる。相談室の担当者は2名で、F幼稚園の常勤の幼稚園教諭である。

##### ②対象児

保護者向けのパンフレットには、ことばの相談室の対象について「0歳～6歳（就学前）の乳幼児と保護者」と記されている。乳幼児とともに保護者も対象であると明記されている。また、子どもの状態については「ことばやコミュニケーションが気になる就学前の子どもさんのご相談に応じます。・ことばがなかなか出ない・正しく発音できない・ことばの言いはじめを繰り返したり、つまったり引き伸ばす・発達がゆっくりしている、コミュニケーションがとりにくい」と記述されている。

平成24年度の通級児の障害別内訳は、ことばの遅れ139名、構音障害9名、吃音10名で、合計158名であった。年齢別では、2歳児以下41名、3歳児35名、4歳児47名、5歳児36名であった。

幼稚園4園全体の平成24年度の通級児は、ことばの遅れ354名、構音障害113名、吃音32名、その他（場面緘黙）1名で、合計500名であった。保育所4園を合わせるとこの3倍程度の幼児が利用しているとのことであった。年齢別では、2歳児以下106名、3歳児106名、4歳児145名、5歳児143名であった。発達障害の診断や判断がある幼児は、A

DHDが1名、広汎性発達障害が1名、ADHDと広汎性発達障害が9名であった。

### ③他機関との連携・教室への紹介経路

保護者向けのパンフレットには「各保育所・幼稚園へ相談。もしくは相談室へ電話して下さい」とあり、行政の担当窓口として保健福祉局児童部保育課と教育委員会事務局学校教育部指導課が記されている。

実際のことばの相談室への紹介経路として、最も多いのは乳幼児健診後の保健師からの紹介である。つぎに、市内の子ども発達支援センターや療育機関からの紹介である。また、幼稚園保育所入園後に気づきのあった幼児については在籍園から紹介される。さらに、ことばの相談室を利用している保護者からの紹介もある。

### ④卒後の進路

平成24年度卒園児（25年度1年生）の就学予定先は、通常の学級98名（80%）、通級指導教室（言語）8名（7%）、通級指導教室（情緒）6名（5%）、特別支援学級10名（8%）、特別支援学校0名であった。通常の学級に就学する予定の子どもの中には、支援の必要な子どもも含むが、特別支援学級は利用したくないという保護者が多い。

### ⑤就学時の引き継ぎ内容や方法について

文書としては要録の送付が基本で、就学支援シート等での引き継ぎは実施されていない。修了時に口頭で、在籍園に指導の状況を伝えている。また、教育委員会特別支援教育担当が指導参観及び在籍園参観を頻回に実施しているので、教育委員会経由での情報提供がなされている。

### ⑥幼児の指導をする利点と課題

#### ・利点

- ・早期に子どもの発達特徴を捉えることで適した支援ができ、二次障害の予防ができる。
- ・子育てに悩む保護者が増えてきているので子ども理解や支援、保護者支援につながる。

#### ・課題

- ・相談人数が多いため指導回数が少なくなる。
- ・在籍学級との連携の時間が確保しにくい。
- ・1歳半健診での紹介事例の増加や保護者の子育て不安の増加が見られ、担当者には幅広い知識が求められる。
- ・構音や吃音を主訴としていてもほとんどの子どもが「発達の課題」が見られ、就学まで相談が継続されることが多い。

### ⑦ことばの遅れを主訴とする子どもへの指導内容・方法について

指導では、遊びを通して楽しくふれあい、話したい気持ちを育てることを大切にしている。指導の頻度や時間については子どもの実態に応じながら保護者と相談して決定している。個別指導を基本にした指導である。

保護者にも遊びに参加してもらったり、観察室で指導場面を見てもらったりする。保護者の思いや悩みを聞きながら子どもへのかかわりを一緒に考える。（平成25年3月訪問）

## （２）小学校の教室に併設された教育委員会所管の「幼児ことばの教室」

### ①概要

B市は、人口５万人台で、年間出生数が４００から５００人の市である。市内小学校１校（B小学校）に通級指導教室（言語障害）が設置されている。B市幼児ことばの教室は、教育委員会総務課が所管し、B小学校通級指導教室（言語障害）の施設を使用して運営を行っている。

幼児ことばの教室担当者は、教育委員会所属の「技術員」の職名で、半年ごとの雇用更新を継続した１名が配置されている。現在の担当者は、雇用更新を継続し３年目の勤務となる。担当者の人事管理は、学校長が行っている。

### ②対象児

対象となる幼児は３歳から５歳までとしているが、子どもの状態によっては２歳から教育相談として指導を行っている。障害の分類として、「構音障害」「言語発達遅滞」「吃音」「その他（発達障害の診断を受けている者、自閉症など）」となっている。

平成２４年度の通級児の障害別内訳は、ことばの遅れ２３名、構音障害３１名、吃音８名、その他７名の合計６１名であった。年齢別では、３歳児６名、４歳児２５名、５歳児３０名であった。

### ③他機関との連携・教室への紹介経路

B市における支援が必要な幼児への療育や教育的支援は、母子保健担当、障害福祉担当、教育の連携の下で行われている。出生後の保健師によるフォローから始まり、その時点で障害の重い子どもについては、こども医療福祉センターが対応している。１歳半健診での障害の軽い子どものフォローは、市保健センター「親子フォローアップ教室」、３歳児健診及び幼稚園・保育園の紹介の相談は、幼児ことばの教室が対応している。

幼稚園・保育所への支援及び就学後のフォローは、地区地域支援センター（特別支援学校２校）とサブセンターであるB小学校情緒障害通級指導教室が行っている。

### ④卒後の進路

平成２３年度修了児の就学先は、B小学校通級指導教室（言語障害）５名、同校通級指導教室（情緒障害）５名、その他市内の特別支援学級２名、通常の学級１８名であった。

### ⑤就学時の引き継ぎ内容や方法

就学時に幼児ことばの教室から小学校通級指導教室（言語障害）への引き継ぎは、文書で引き継ぎを行う、指導ファイルをそのまま引き継ぐ、年度末に指導参観を行い協議する等が行われていた。就学後に在籍する通常の学級への引き継ぎは、文書によるものや学級担任と引き継ぎの話し合いを行う等が行われていた。

### ⑥幼児の指導をする利点と課題

#### ・利点

- ・幼児担当と学童担当の連携ができる。
- ・情報の共有、子どもに情報の引き継ぎが容易である。

- ・早期からの一貫した支援
- ・保護者・子どもへの見通しをもった支援ができる。

・課題

- ・特にないとのことであった。

⑦ことばの遅れを主訴とする子どもへの指導内容・方法について

指導形態としては、個別指導とグループ指導を併用している。指導の頻度は、3歳児では月に2回、4歳児と5歳児では週に1回の指導で、1回あたり1時間である。

保護者には指導の様子を参観してもらったり、指導に参加してもらったりする。個別面談も実施する。(平成25年2月訪問)

(3) 小学校の教室に隣接設置された教育委員会所管の「幼児ことばの教室」

①概要

C市は人口12万人台で、年間出生数が1,000人前後の市である。市内には20校の小学校があり、そのうちの1校に通級指導教室(言語障害)が設置されている。公立幼稚園4園、私立幼稚園13園、市立保育所9所、社会福祉法人立保育所27所ある。幼児ことばの教室は、通級指導教室(言語障害)が設置されている市立小学校の建物の一部を使用しており、室長はその小学校長が兼務している。担当者はC市教育委員会に所属する常勤3名で、幼稚園教諭2名と言語聴覚士1名である。幼稚園教諭は、市立幼稚園勤務の経験があり、幼児ことばの教室を担当して7年目と10年以上の経験者である。幼児期の発達に関して熟知しており、ことばの教室に配置されてからは言語障害をはじめとする特別支援教育に関する研修も受けている。言語聴覚士も10年以上の勤務である。

幼児ことばの教室は、小学校の校舎の一部を使用しているが、小学校の幼児ことばの教室とは別に職員室・指導室・待合室がある。予算等は、教育委員会と直接やりとりをしている。教室運営等は小学校の幼児ことばの教室とは別に行っているが、研修等は合同で行っている。

②対象児

市の幼児ことばの教室運営要綱に沿って、言語に軽度の障害のある幼児を対象に通級による指導を行っている。指導対象は言語障害のある幼児であるが、自閉症・広汎性発達障害等の診断を受けている幼児の指導も行っている。

平成23年度の通級児の障害別内訳を見ると、ことばの遅れ19名、構音障害41名、口蓋裂1名、吃音4名、計65名を指導している。そのうち、自閉症や広汎性発達障害の診断を受けている幼児が4名、診断はないが自閉症と思われる幼児4名、診断はないがADHDの可能性4名やLDと思われる幼児3名が含まれている。

年齢別で見ると年少児13名、年中児21名、年長児31名である。また、教育相談として、2歳児1名、3歳児12名、4歳児19名、5歳児20名、6歳児3名の計55名の相談を行っている。

③他機関との連携・教室への紹介経路

保健師、幼稚園、保育所、医療機関等からの紹介や保護者の（市の広報誌による）直接の問い合わせから、指導が開始されている。教室紹介のパンフレットは、市内の全幼稚園・保育所に配布するほか、健康増進課、耳鼻科、教育委員会に置いている。

教室への紹介経路の内訳を見ると、平成 24 年度は、乳幼児健診・保健師から 5 名、幼稚園・保育所 13 名、保護者直接 4 名、巡回相談 13 名、その他 16 名となっている。

教室の主な連携先としては、福祉こどもセンター、市の健康増進課・こども家庭課、子ども発達支援センター、療育機関（児童デイサービス）などである。

C 市には就学指導委員会と就学支援連携会議が設置されている。就学指導委員会には、幼児ことばの教室の 2 名の職員が事務局員として加わっている。医療・教育・福祉などの専門委員と共に、園訪問、相談、検査などを行い、市内の障害のある子どもたちの就学相談に関わっている。

就学支援連携会議には、幼児ことばの教室の 1 名の職員が参加している。保健師やコーディネーターが、市内の幼稚園・保育所を計画的に訪問しており、そこで得た情報を元に会議で情報交換を行っている。この情報交換は就学時の引継ぎにもつながっている。この会議の出席者は、特別支援学校関係者、相談サポートセンター担当者、関係行政部局担当者（こども家庭課、健康増進課、障がい福祉課）、C 市教育委員会（教育部長、幼児ことばの教室、保健体育課、学校教育課）である。

#### ④卒後の進路

平成 23 年度修了児の就学先は、通常の学級 22 名、通級指導教室（言語障害）6 名、通級指導教室（LD）1 名、知的障害特別支援学級 1 名、自閉症・情緒障害特別支援学級 1 名となっている。

#### ⑤就学時の引き継ぎ内容や方法について

難言学級・通級への引き継ぎは、小学校との合同研修会の中で事例として報告し、小学校で担当が決まった時点でさらに詳細な連絡を行う。通常の学級への引き継ぎは、保護者を通して文書で行ったり、在籍園の担任を通して行ったりしている。

#### ⑥幼児の指導をする利点と課題

##### ・利点

幼児の発達段階に応じて丁寧な指導・支援ができる。保護者に対しては、子どもの実態についての共通理解を図りながら、個に応じた関わり方を伝えたり、子育ての悩み等に対応していくことができる。ことばに表れる子どもの実態について保護者に理解を得られる。

##### ・課題

様々な機関との連携を進めているが、難しさがある。ことばの遅れの子どもの場合、結果が見えにくい。1 対 1 では、うまくできることも集団の中では、うまくできないことで般化に課題がある（指導の最後に複数での指導を取り入れているが）。長年通うことになるので保護者への負担が大きくなる。

#### ⑦ことばの遅れを主訴とする子どもへの指導内容・方法について

指導内容は、リズム遊び、おままごとなどの役割遊び、ことば遊び、手遊び歌などを行い、人とかかわりながら遊びを楽しむようにしている。指導の頻度は、週に1、2回で、1回あたり45分である。1対1の個別を中心に指導を行い、複数での活動を行う場合もある。

保護者とは指導後に直接話をするようにしている。付き添いのできない保護者のみ、連絡帳を使用している。(平成24年2月訪問)

#### (4) 小学校の教室に併設された福祉部局所管の「未就学児ことばの教室」

##### ①概要

D市は人口24万人、年間出生数1,800人前後の市である。市内には小学校47校、中学校26校(私立1を含む)が設置されており、小学校の3校に通級指導教室(言語障害)が設置されている。平成25年度に3校とも「未就学児ことばの教室」が設置され、各1名の未就学児ことばの教室相談員が配置されている。同相談員は午前中の勤務で年間800時間いないとされており、業務として、ことばの教室における未就学児の教育相談に関する事、ことばの発達等に対する指導に関する事、幼児の健康診査および発達相談事業等に関する事、その他必要な事項に関する事が挙げられている。

##### ②対象児

未就学児ことばの教室では、保護者の要望により、年齢や障害の種類にかかわらず相談に応じている。相談回数は、月1、2回の教育相談、3か月から6か月程度間をあけて経過観察するケースなど、子どもの実態や保護者の要望に応じている。5歳児については実態に応じて週1回の指導を行っている。

このうち、D小学校に設置された教室で週1回の指導を受けている5歳児は、平成25年10月現在21名であった。その障害別内訳の内訳は、ことばの遅れ15名、構音障害6名、21名のうちADHDの可能性のある子どもが4名、広汎性発達障害の可能性のある子どもが5名であった。

これらの子どもを含めて教育相談にきている子ども全体の年齢別内訳は、3歳児6名、4歳児29名、5歳児31名、合計66名であった。教育相談については障害別の整理をしていないが、ことばの遅れに関する主訴としては以下のようなものがあつた。

- ・ことばの数が少なく単語で話す。　・ことばがはっきりしない。ことばが幼稚。
- ・こちらの言うことがよく理解できない。　・落ち着きがない。じっとしてられない。
- ・不器用である。　・発達が全体に遅れがちである。
- ・特定のもの(事)にこだわりがある。　・人とのかかわりに心配がある。

##### ③他機関との連携・教室への紹介経路

ことばの教室には、保護者から直接の連絡(市の広報やインターネット等で調べて)があつたり、在籍園、健康増進課、児童相談所、医療機関、他の相談機関等からの紹介があつたりする。

また、乳幼児健診で市内のことばの教室担当や未就学児ことばの教室相談員が相談対応をしたり、市の特別支援教育相談員（就学指導委員）として、市内ことばの教室担当が幼稚園・保育園の相談対応をしたりして連携を行っている。子どもの状態によっては、病院（小児科，歯科口腔外科，心療内科等）への紹介も行っている。

#### ④卒後の進路

D小学校に設置された教室の平成24年度修了児の就学先について見ると、教育相談で対応していた子どもは、通常の学級11名、通級指導教室（言語障害）11名、自閉症・情緒障害特別支援学級2名であった。週1回の指導であった子どもは、通常の学級4名、通級指導教室（言語障害）10名、知的障害特別支援学級1名、自閉症情緒特別支援学級3名であった。

#### ⑤就学時の引き継ぎ内容や方法について

週1回の指導を行っていた児童については、就学先にかかわらず、保護者の要望に応じて、年度末に園に送付している報告書を就学先にも送付している。また、教育相談対応していた修了児についても、保護者の要望に応じて就学先に引き継ぎ資料を送付している。

#### ⑥幼児の指導をする利点と課題

##### ・利点

- ・早期から支援（子どもに対しても保護者に対しても）を開始できる。
- ・構音指導の必要な子どもについては、年長時に指導を行うことによって就学前に指導を終了することができるケースもあり、子どもや保護者の負担が軽減できる。
- ・個別のかかわりをもつことにより経験をひろげることができる。
- ・子どもの発達を客観的にみることができる。
- ・自己肯定感の向上につながる。
- ・生活環境を整えることにつながる。
- ・保護者の心理的な安定につながる。
- ・医療機関など他機関と連携できる。
- ・就学指導の相談に応じることができ、就学先へ引き継ぎができる。また、就学前にかかわることにより、就学後にスムーズに相談につながるケースがある。

##### ・課題

- ・教育相談・指導のニーズが増加し、指導時間や指導場所の確保が難しい。
- ・他の教育相談機関との連携や役割分担が難しい。
- ・小学校の教員が担当しているため、指導方法や教材について等、指導技術の継承が難しい。また、子どものニーズ、保護者のニーズ、担当者の思いに相違が生じるケースがある。
- ・保護者の送迎がないと対応できない（仕事の都合等で通うことが難しいケースがある）。
- ・幼児の教材を準備するための予算がない。

#### ⑦ことばの遅れを主訴とする子どもへの指導内容・方法について

指導の頻度は、子どもの状態に応じて、週1回の指導（年長児）、月1、2回程度の教育相談、3か月から半年の間をあけて経過観察するケースなどがある。1回あたり約1時間である。子どもの状態に応じて、個に応じた学習方法や達成感もてる学習内容、特性に応じた学習形態（個別指導、少人数活動）、心理的な安定の得られる学習環境に配慮している。課題を通して、困った時に手伝いを求めたり、適切な言語表現をしたりできるように、かかわっている。苦手なことがあり集団適応が難しい子どもが多いため、個別のかかわりにおいては、誉められる、認められる、活躍できる場となるようにかかわっている。

（平成25年10月訪問）

## （5）小学校の教室に隣接設置された福祉部局所管の「幼児ことばの教室」

### ①概要

E市は人口23万人台で、年間出生数が2,000人前後の市である。市内には小学校が19校、中学校が13校設置され、小学校の2校に通級指導教室（言語障害）が、1校に通級指導教室（発達障害）が設置されている。幼児ことばの教室は、通級指導教室（言語障害）が設置されているE小学校の建物の一部を使用しており、小学校のこたばの教室に隣接している。

幼児ことばの教室はE市教育委員会によって平成4年に開設され運営されてきたが、平成23年度からは、市の福祉部局であるこども育成部こども育成相談課の所管となり、健康相談事業の一環という位置づけで運営されている。小学校の建物を使用しているため、こども育成相談課と教育委員会及び学校長の連携・協力により事業が進められている。学校の休業日は開室できないため、開室日は月曜日から金曜日で、8月は閉室となっている。学校の施設利用にかかる料金はこども育成相談課から支払われているほか、様々な備品もこども育成相談課の予算から支出している。ただし電話、紙等、日常発生する細かな事項は小学校の通級指導教室のものを使用している。

教室担当者は2名で、こども育成相談課の嘱託員である。担当のうち1名は、元小学校のこたばの教室の担当者であり、10年以上の経験がある。もう1名は、言語聴覚士であり、言語聴覚士養成の専門学校勤務の経験がある。2名合わせて年間212日の勤務日となっている。2名の担当者は、月に数回は勤務日が同じになるが、ほとんどの開室日はどちらか1名での勤務となっている。担当者はこども育成相談課の所属であり学校の職員ではないが、出勤簿はE小学校におき、直接教室に出勤している。

こども育成相談課の保健師と密に連携をとりつつ、指導が進められているほか、茅ヶ崎小学校こたばの教室のスタッフとも日常の交流、研修を行っている。

### ②対象児

市内の言語障害のある幼児を対象に通級による指導を行っている。幼児の通級は基本的に月に1回のペースで行われている。

平成24年度の通級児の障害別内訳を見ると、こたばの遅れ56名、構音障害3名、吃音

3名、場面緘黙2名、計64名であった。構音障害のある子どもが少ないが、これは、構音障害があっても何らかの発達の課題を抱えている子どもについてはことばの遅れとして捉えているためである。

年齢別で見ると2歳児4名、3歳児12名、4歳児24名、5歳児24名であった。

### ③他機関との連携・教室への紹介経路

保健師、幼稚園、保育所、医療機関等からの紹介や市のホームページなどからの情報入手により、まずは、保護者から、こども育成相談課への問い合わせから始まる。子どもの発達が気になったり、ことばが気になったりすると、直接教室ではなく、まずはこども育成相談課に問い合わせる仕組みとなっている。

そこで保健師によるこども相談が行われ、その状況によって、ことばのことが主であれば、幼児ことばの教室への通級へとつながる。他には、こども相談の継続、親子教室の紹介、こどもセンターの紹介等もある。

### ④卒後の進路

平成23年度終了後の就学先は、通常の学級17名、通級指導教室（言語）10名、特別支援学校1名となっている。

### ⑤就学時の引き継ぎ内容や方法について

通級予定の子どもについて、市内小学校2校の通級指導教室担当者と話す機会を設け、引継ぎを行っている。保護者から、小学校の通級指導教室に幼児教室からの引き継ぎを申し出てもらうことにより、必要な情報をやり取りしている。

通常の学級へは、保護者から必要に応じて口頭で担任に伝えていることがある。

幼児のことばの教室が基本的に月1回のため、週1回通級が原則となる小学校の通級を保護者がためらう場合も多い。

### ⑥幼児の指導をする利点と課題

#### ・利点

幼児の状況に応じて必要な指導・支援ができる。また、ことば以外の課題や抱える背景が発見でき、他の機関につなぐことができる。保護者に対しては、子育てや、子どもとかわる姿勢、心構え、具体的な情報などを提供することができる。

教育委員会ではなく、こども育成相談課の管轄になったことで、保健師との連携が密になり、子どもや、保護者の抱える課題に対応しやすくなった。

#### ・課題

対象児の数の増加による、指導回数の確保が難しい。

### ⑦ことばの遅れを主訴とする子どもへの指導内容・方法について

指導の頻度は、概ね月1回である。対象児の数、保護者相互の情報交換から回数の公平性を求められる等の理由から、これ以上頻度をあげることはできない。1対1の個別指導と保護者への支援が中心である。  
(平成25年3月訪問)

## （６）小学校の教室に併設された親の会運営の「幼児のためのことばの相談室」

### ①概要

F市は人口32万人台で、年間出生数が2,600人前後の中核市である。市内には小学校が74校、中学校が46校（私立2校含む）設置されている。小学校2校に通級指導教室（言語障害）が設置され、その2校に「幼児のためのことばの相談室」が設置されている。

F小学校の幼児のためのことばの教室は、親の会が主体となり昭和55年に開設された。以後、毎年、指導が必要な幼児数等を記した要望書を教育委員会に提出し、補助金を受けて運営されている。

担当者は、養護教諭の免許を持つ常勤1名と幼稚園教諭の免許を持つ非常勤1名である。2人ともF小学校の教職員ではないが、教職員とは日常的に交流がある。F小学校通級指導教室とは職員室（通級指導教室用）、指導室や、電話等の備品を共同で使用している。

### ②対象児

市内の幼稚園と保育所の3歳児以上の幼児が対象である。毎年6月に市内の全幼稚園と全保育所にことばの相談室のパンフレットを送付している。

平成25年度の通級児は、ことばの遅れ11名、構音障害6名の合計17名である。年齢別では、年少児1名（ことばの遅れ）、年中児7名（ことばの遅れ5名、構音障害2名）、年長児9名（ことばの遅れ5名、構音障害4名）である。なお、発達障害の診断のある幼児はいないが、担当者が発達障害の特徴があると捉えている幼児3名おり、内訳はADHDが1名、広汎性発達障害が2名である。

### ③他機関との連携・教室への紹介経路

幼稚園・保育所からの紹介か、F市子育てサポートセンターからの紹介が大半。保護者から直接の問い合わせは少ない。サポートセンターは乳幼児健診で所見のあった子どもの相談を受けており、同センターで「ことばの教室が適切」と判断された子どもが紹介されてくる。市内には、障害の診断がある子どもたちを対象にしている母子訓練センター、障害のある子どもを対象にした保育園、整肢療護園があるが、それらへの紹介もこのサポートセンターが実施している。

### ④卒後の進路

平成24年度修了児11名の就学先は、通常の学級8名（73%）、通級指導教室（言語）3名（27%）であった。幼児担当者から見ると特別な支援を必要とする子どもであっても保護者の考えで、とりあえず通常の学級に就学する例が多い。通常の学級のみの子どもの保護者にも、心配なことがあったらいつでも相談するように伝えている。

### ⑤就学時の引き継ぎ内容や方法について

通級や特別支援学級を希望する児童については、就学相談時（11月）に審議資料を就学指導委員会に提出している。F市では就学指導委員会で使用する文書を就学先にも送付しているとのことである。このため在籍学級にも幼児期の子どもの実態や指導内容が送られている。F小学校の通級指導教室を利用する子どもについては、日頃から小学校担当者も

見ているが、就学決定後は引き継ぎの会議を実施し、幼児期の指導記録をそのまま小学校の通級指導教室担当者に渡している。

## ⑥ 幼児の指導をする利点と課題

### ・ 利点

- ・ 障害の程度は軽度かもしれないが園生活で困っている子どもを支援することができる。
- ・ 保護者も在籍園では子どもの状態についてなかなか話せないが、ことばの教室では話しやすい。ことばの教室ではほっとしているようだ。
- ・ 小学校併設なので、子どもも保護者も小学校生活をイメージしたり見通しを、持ったりすることができる。

### ・ 課題

- ・ 園での生活を直接把握したいが、園を訪問することができていない。

## ⑦ ことばの遅れを主訴とする子どもへの指導内容・方法について

指導内容として、身体を使った遊び、手先を使った遊び、音の弁別等の学習は必ず入れている。幼稚園・保育所ではなかなか味わえないかもしれない達成感や自己肯定感が育つよう心がけている。指導の頻度は、毎週1回で、1回あたり45分である。1対1の指導が基本。小学生を含めたグループ指導を行うこともある。

指導中、保護者には待合室で待ってもらい、指導後指導内容等について直接話すことにしている。保護者によっては子どもと一緒に遊んでもらい、かかわり方のヒントを出すようにしている。

(平成25年6月訪問)

## (7) 教育センター内に設置された教育委員会所管の「幼児言語教室」

### ① 概要

G市は人口71万人台で、年間出生数が5,800人前後の政令指定都市である。市内には小学校87校、中学校43校設置されており、このうち小学校5校に通級指導教室(言語障害)と4校に通級指導教室(発達障害)が、中学校1校に通級指導教室(発達障害)が設置されている。幼児のためのことばの教室である幼児言語教室は4か所あり、通級指導教室(言語障害)設置校のうちの2校、設置校ではない小学校1校と特別支援教育センター内に設置されている。市内には担当者が15名配置されている。このうち、センターに設置された幼児言語教室には担当者が4名配置されている。

### ② 対象児

対象児については、「発音が気になる子ども、吃音が気になる子ども、言葉の発達が気になる子ども」としており、「言葉の発達が気になる子ども」とは、「言葉数が少ない、言葉が繋がらない、会話ができない」との例示がされている。

平成24年度に市内4か所の幼児言語教室に通った幼児は521名であり、ことばの遅れ383名、構音障害92名、吃音43名であった。年齢別では3歳未満児9名、3歳児68名、4歳児150名、5歳児294名であった。このうち発達障害の診断があるかその可能性のあ

る幼児は 143 名であった。

センターに設置の教室には 117 名が通っており、ことばの遅れ 89 名、構音障害 23 名、吃音 5 名であった。年齢別では、3 歳未満児 3 名、3 歳児 16 名、4 歳児 31 名、5 歳児 67 名であった。このうち発達障害の診断があるかその可能性がある幼児は 35 名であった。

### ③他機関との連携・教室への紹介経路

幼児言語教室では、在籍園を訪問して園での様子を参観し担任の先生と懇談することを年に 2 回、逆に在籍園の担任の先生が幼児言語教室を訪問して参観し懇談することを年 1 回実施している。また 3 歳児と 4 歳児については指導状況報告書を作成し在籍園に報告している。こうした在籍園と連携の他、医療機関や保健福祉センターと指導事例に関する連携が行われている。

平成 24 年度の幼児言語教室への紹介経路を見ると、4 教室全体では、幼稚園・保育所からの紹介が 195 名、保健福祉センターからが 141 名、医療機関からが 102 名、保護者自身からが 67 名、その他が 16 名となっていた。センターに設置の幼児言語教室では、保健福祉センターからが 34 名、幼稚園・保育所からと医療機関からがそれぞれ 32 名、保護者自身からが 18 名、その他 1 名であった。

### ④卒後の進路

平成 24 年度卒園児（25 年度 1 年生）の就学予定先は、4 教室全体では、通常の学級 186 名（69%）、通級指導教室（言語障害）45 名（17%）、通級指導教室（発達障害）13 名（5%）、特別支援学級（知的障害）11 名（4%）、特別支援学級（自閉症・情緒障害）7 名（3%）、特別支援学校 6 名（2%）であった。センターに設置の幼児言語教室では、通常の学級 49 名（72%）、通級指導教室（言語障害）10 名（15%）、通級指導教室（発達障害）1 名（0.3%）、特別支援学級（知的障害）1 名（0.3%）、特別支援学級（自閉症・情緒障害）3 名（4%）、特別支援学校 4 名（6%）であった。

### ⑤就学時の引き継ぎ内容や方法について

就学に向けて、子どもの特徴や配慮して欲しいこと等を学校に伝えていく方法について保護者とともに考えていく。その際、相談支援ファイルである「すくすくファイル」を活用することもある。また、保護者の了解の下に幼児言語教室と小学校の通級指導教室や特別支援学級が連携を行う。

なお、保護者とは、教育相談を繰り返し行い、保護者の日頃の悩みを話し合ったり、発達検査をもとに実態を共通理解したりしている。こうした相談を繰り返しながらその子にあった就学先を考えるようにしている。

### ⑥幼児の指導をする利点と課題

- ・利点
  - ・早期に支援することで自己肯定感を下げず二次的障害をさけることができる。
  - ・保護者の育児不安や育てにくさを相談できる場となる
- ・課題

- ・年齢が低いため、家族からの理解が得られにくいことがある。
- ・相談待機の方が常に6か月くらいまで待っていただくこと。
- ・相談の時間の確保が難しい。

#### ⑦ことばの遅れを主訴とする子どもへの指導内容・方法について

指導内容は、親子遊び（3歳児）、手遊び、サーキット（運動遊び）、ルールのある遊び好きな遊び、絵本の読みきかせなどである。指導頻度は、毎週1回、2週間に1回、1か月に1回の中から子どもの実態に応じて設定している。1回あたり45分から1時間程度の指導である。子どもの実態に応じて、個別指導または個別＋グループ指導、または、グループ指導から選択する。

3歳児では親子遊びを取り入れている。保護者は、指導中にはマジックミラー越しの様子を見ることができる。指導終了後に担当者と保護者が直接話す時間を取る。

（平成25年3月訪問）

### （8）小学校通級指導教室における幼児への教育的サービスとしての対応

#### ①概要

H市は人口190万人台で、年間出生数が14,000人程度の政令指定都市である。市内には204校の小学校があり、そのうちの10校に通級指導教室（言語障害）が設置されている。市内には市立幼稚園10園、私立幼稚園132園、市立保育所21か所、私立保育所225か所がある。教育センター内に幼児教育センターが設置され、各区の市立幼稚園の機能を総括し、私立幼稚園と緊密に連携して、札幌市全体の幼児教育の水準向上を図っている。

小学校2校のことばの教室に各教室1名ずつの幼児担当者が配置されている。この幼児担当者による指導を受けている幼児については教育委員会の指導担当課で把握している。また、就学相談は幼児教育センターで行っている。

しかし、全てのことばの教室に幼児担当が配置されていないため、教室によっては小学校の担当者が「教育的サービス」<sup>1)</sup>として幼児の相談や指導を行っている。ここに述べるのはそのような教室の例である。

#### ②対象児

対象とする子どもの年齢に下限はない。難聴児は0歳児で相談に来たケースもある。継続相談（指導）は、本務に支障のない範囲で行う。

平成24年度の通級児の障害別内訳は、ことばの遅れ（全体発達の遅れ含む）11名、構音障害11名、吃音4名、の計26名で、学年別では3歳児6名、4歳児7名、5歳児13名であった。これらの保会に教育相談として36名の幼児が訪れており、そのうち、ことばの遅れ（全体発達の遅れ含む）は15名であった。

学童が通級する場合は、「支援委員会」を通すが、幼児の場合は、相談の延長で進めるので、判定委員会のようなものはない。教育相談の状況報告（相談日・氏名・障害の状況・継続の有無）を月に1回教育委員会に報告している。

### ③他機関との連携・教室への紹介経路

保健センター、幼児教育センターの巡回指導員、デイサービスからの紹介が多い。それ以外では、幼稚園・保育所、インターネット、医療機関（耳鼻科・こども発達心療内科）から、紹介されてくるケースもある。連携先としては、保健センター、幼児教育センター、幼稚園・保育所、耳鼻科のS T等である。

### ④卒後の進路

平成24年度の修了生26名のうち、通常の学級13名、通級指導教室（言語障害）12名、難聴1名である。なお、通級指導教室（発達障害）は、学校に半年通ってから、学校のフォローだけでは不十分な子どもを対象としている。

### ⑤就学時の引き継ぎ内容や方法について

希望者のみ、引継ぎ資料を作成して、4月1日前に渡している。保護者経由で学校に届けてもらう場合と管理職経由（学校経由）の二通りがある。学校経由の場合、担任に届かなかった時もあった。新1年生の場合は、授業参観日に訪問して、担任と話をすることもある。

### ⑥幼児の指導をする利点と課題

#### ・利点

- ・ 幼児の時からみられるので長期間の指導ができる。
- ・ 環境が変わるときに相談ができ、早期から対応ができることで、子どもの成長が異なっているように思える。

#### ・課題

- ・ 幼児期の対応はことばの教室だけでよいのかどうか判断が難しい。
- ・ 適切な紹介先がない。
- ・ 診断があり、デイサービスにも通っている子どもが個別の指導を求めて教室にも来る。
- ・ 同じような状態の子どもであっても、受けるサービスが異なっている。

### ⑦ことばの遅れを主訴とする子どもへの指導内容・方法について

指導は保護者同室で、1時間から1時間半の時間を使い、遊びを中心に行っている。プレイルームで身体を動かす活動を中心に行い、指導室ではままごと、買い物ごっこ、ミニカー等のごっこ遊び等を行う。保護者には、子どもの反応を確認したり、気持ちを代弁して、関わり方の見本を見せたり、子どもの様子を気づかせたりしている。

（平成25年7月訪問）

## 4. おわりに

言語障害の中でもことばの遅れは就学前の早期に気づかれることが多く、子ども本人にも保護者にも早期から適切な支援がなされることが重要である。第3章で報告した事例研究は、幼児期の指導そのものや、幼児期の指導を引き継ぐ形で小学生の指導をしている事例が大半であった。

文部科学省は『通級による指導の手引き』<sup>1)</sup>の中で「幼児期における障害の早期発見や適切な指導などの早期対応は幼児が障害の状態を改善・克服し、望ましい成長発達を図る上で大きな効果があります。このような観点から、通級指導教室教員が本務に支障の無い範囲でいわゆる教育的サービスの一つとして幼児の教育相談に応じることは差し支えないでしょう」と述べ、ことばの教室における早期からの支援の必要性を指摘している。H市立小学校における実践がこの教育的サービスにあたる。教室担当者の熱意によるものであるが、その熱意を支える制度がないのが現状である。

本章で報告したA市からG市までの施策は、国の教育制度がない中で、市町村単独事業として実施しているものである。

A市では幼稚園内に教室を設置している。自園だけではなく他の幼稚園や保育所からも通ってきており、実質的に幼稚園における通級指導教室と言えるであろう。B市とC市は小学校内に教育委員会所属の幼児担当者を配置した教室を設置している。幼児と小学生の教室が同じ教育の枠組みの中にあるため連携がしやすい。他方、D市とE市は小学校内に福祉部局の職員を幼児担当者として配置した教室を設置している。この2市では母子保健や福祉機関との連携が容易であると同時に小学生の教室と併設や隣接設置のため就学にあたっての連携もしやすい。F市では親の会が教育委員会に要望して教室を運営している。この形態での運営が30年以上になるが、早期からの支援の重要性を保護者が呼びかけ行政が形にしてきたものであろう。G市は教育センターに設置している。充実した設備とともに行政との連携のしやすさがある。

これらの取組の成果として、早期から一貫した支援ができる、自己肯定感を高め二次的障害を防ぐことができるなどの幼児にとっての利点や、保護者支援ができる、保護者とともに子どもとのかかわりを考えることができるなどの保護者や担当者にとっての利点が挙げられている。

どの教室も多くの幼児を支援し、さらにその人数は増加傾向にある。また、幼児の教室修了者の就学先を見ると通常の学級が多い。これは幼児期の支援によって子どもの状態が改善されたか、通常の学級での支援の在り方を考えることができたためであると考えられ、幼児期の指導の成果と見ることができよう。

各教室では、母子保健や福祉機関と連携し支援の必要な幼児を受け入れていた。また、保護者から直接の相談にも対応する体制を取っていた。地域に開かれた教室であると言える。A市からE市では小学校の教室に併設または隣接して設置されている。またH市では小学校の担当者が幼児を指導している。このことにより就学時の引き継ぎが容易である。

以上のように、幼児のことばの教室はことばの遅れを主訴とする子どもたちの早期から一貫した支援が実現する上で重要な役割を果たしていると言える。

## <文 献>

- ・文部科学省(2012)：改訂第2版 通級による指導の手引き－解説とQ&A－。